

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成30年5月7日 10時00分ごろ～18時00分ごろの間）
発生場所	北海道利尻町仙法志漁港北西方沖 仙法志港南防波堤灯台から真方位292° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯45° 07.1′ 東経141° 10.6′）
事故の概要	漁船第三由佳丸は、船長が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	平成30年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三由佳丸、1.30トン HK3-114040（漁船登録番号）、個人所有 6.88m（Lr）×2.04m×0.82m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、平成2年12月
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成28年8月2日 （令和4年6月4日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約8℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成30年5月7日08時ごろ仙法志漁港を出港し、同港の北西方1.4M付近のこんぶ養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）において、「こんぶや幹綱に付着した海藻等の除去及びこんぶを間引きする作業」（以下「本件作業」という。）を行っていた。 本件養殖施設付近を航行した釣り船の船長は、10時ごろ、本船上に人影を認めた。 船長の家族（以下「家族A」という。）は、昼食時に一旦戻ってく

	<p>ることが多い船長が戻らなかったため、13時ごろ船長の携帯電話を呼び出したところ、ガイダンスが流れて通じなかった。</p> <p>家族Aは、16時を過ぎても本船が帰港しないので、仕事を終えて帰宅した別の家族（以下「家族B」という。）に連絡した。</p> <p>家族Bは、17時ごろ、本件養殖施設が見通せる海岸に行き、双眼鏡で本船を見たところ、人影を認めなかった。</p> <p>家族Bは、知人の船で本件養殖施設に向かい、18時ごろ、本件養殖施設に係留状態の本船を確認したところ、船長の姿が見えなかったため、所属する漁業協同組合を通じて118番に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁の巡視船及び航空機、北海道警察のヘリコプター、僚船により捜索が行われたが、発見されず、行方不明となった。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件作業は、本船の左舷ブルワーク上部に張られたワイヤに取り付けたフックに本件養殖施設の幹綱を掛け、船外機を停止して行っており、ふだん、幹綱をフックに掛ける際、先端にかぎの付いた棒を用いて人力で掛け、潮が速くて人力で揚げるのが困難な場合は、ロープを浮き玉に引っ掛け、揚網機で巻いて掛けていた。（写真1参照）</p> <div data-bbox="544 1003 1428 1644" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本船の状況</p> <p>本船は、家族Bが確認した際、左舷側のフックに幹綱が掛けられ、船外機が停止状態で、船内の漁具に異常は見られなかった。</p> <p>船長は、ふだん、本件作業を行う際は、カップ上下の上に救命胴衣を着用し、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴を身に付けていた。</p> <p>船長の氏名が記された救命胴衣と帽子は、事故発生場所の北西方の海上で発見された。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を所持して出港していたが、発見時、本</p>

	<p>船内に携帯電話が残っていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、家族Bと2人で本件作業を行っていたが、本事故当日、家族Bが別の仕事があったので、1人で出漁した。</p> <p>船長は、こんぶ養殖漁業の経験が約30年あった。</p> <p>船長は、本事故時、健康状態が良好であったが、持病があり、薬を所持していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>本船は、本件養殖施設において、10時ごろ本船上の人影が目撃された後、18時ごろ本船上に船長の姿が見えないことが確認されていることから、この間において船長が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、本件養殖施設において、ふだんの本件作業時と同様の状態で発見されたことから、船長は、本件作業中、体勢を崩して、落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件養殖施設において、本件作業中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上での作業は、複数人で行うことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

